

PCB廃棄物に係る規制の概要

1. 廃棄物処理法における規定

(1) 特別管理廃棄物の指定

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理廃棄物」として政令で指定し、通常の廃棄物とは異なる処理基準が定められている。
- PCBについては、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBが付着した金属、プラスチック等）、PCB処理物（廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの）が特別管理産業廃棄物として指定されている。

(2) PCBを含む廃棄物の処理基準

- 廃PCB等又はPCB汚染物の処理は、高温（1,100℃）で焼却する方法又は環境大臣が定める方法により行うこととされている。
- 環境大臣が定める方法としては、廃PCB等に含まれるPCBを化学的に分解する方法、PCB汚染物に付着等しているPCBを洗浄又は分離により除去する方法が定められている。
- 廃PCB等又はPCB汚染物の焼却施設又は分解施設、PCB汚染物の洗浄施設又は分離施設については、廃棄物処理施設として構造・維持管理基準が定められており、施設の設置には都道府県知事の許可が必要とされている。

2. PCB特別措置法における規定

(1) PCB廃棄物の指定

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法においては、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み若しくは封入された物が廃棄物となったものを「PCB廃棄物」として指定されている。

(2) 事業者に対する規制

- PCB廃棄物を保管する事業者に対し、都道府県知事・政令市長に対するPCB廃棄物の保管状況等の届出義務、期限（平成28年7月）内の処分義務、譲渡し・譲受けの制限義務が課せられている。

3. PCB廃棄物に関する判定基準

- PCB廃棄物を処理した後の処理物については、例えば廃油については処理済油中のPCB濃度が0.5mg/L以下であれば、例えば紙くずについては処理後物からのPCB溶出量が0.003mg/L以下であれば、特別管理産業廃棄物、PCB廃棄物に該当しないこととされている。
- なお、処理前の重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/L以下であるときは、当該重電機器等は、特別管理産業廃棄物、PCB廃棄物に該当しないものであるとして取扱われている。